

建設コンサルタント選定委員会設置要綱

(平成22年7月27日)

[沿革] 平成23年4月1日 改正

平成29年3月29日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、広島高速道路公社におけるプロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続き等のため、広島高速道路公社建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）の業務その他必要な事項について定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 技術提案書を特定するための評価基準の決定に関する審査
- (2) 技術提案書の提出を依頼する者の選定に関する審査
- (3) 技術提案書の特定に関する審査
- (4) 業務中に技術提案の不履行が確認された場合の審議

(構成)

第3条 委員会は次のとおりとする。

委員長：理事長

副委員長：副理事長

委員：理事

総務部長

企画調査部長

建設部長

総務部総務課長

企画調査部技術管理課長

業務担当課長

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 委員長は必要により、副委員長にその職務を代理させることができる。

(会議)

第4条 委員会は必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開しないものとし、何人も会議の内容を他に漏らしてはならない。

(持回り審議)

第5条 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときは、持回りの方法により各委員の表決を求めることができる。

- 2 前項の場合において、第4条の規定の適用については、表決に参加した者を出席したものとみなす。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画調査部技術管理課とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に当たり必要となる事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。